

第2回 直営向け港湾の施設の点検診断及び維持管理計画策定ガイドライン 検討委員会

議事概要

日 時：令和元年12月16日（月） 15：30～18：00

場 所：中央合同庁舎第2号館国土交通省第2会議室B

○事務局より、点検診断ガイドライン【運用書】（案）、及び、維持管理計画策定ガイドライン【運用書】（案）の素案を報告し、その内容について議論した。

○各委員からは下記の意見があった。

- ・施設の点検において、重視する項目を絞り込むことによって、点検内容の合理化ができるのではないか。
- ・合理的な点検は、施設の性能を損なうような変状に着目することがポイントである。その際、I類の点検項目は特に丁寧に点検する必要がある。
- ・点検する施設の大小で合理化できる施設を分類しているが、人命や経済活動等に着目した施設の分類とすべきではないか。
- ・点検診断の合理化の考え方を取り入れたガイドライン【運用書】は、点検診断の簡素化事例集としてとりまとめるとよい。
- ・簡素化事例として、供用を停止している施設も例示する。
- ・ドローン等新技術で代用・簡略化できる点検についてはそのことを記載して欲しい。新技術はどんどん使用するよう記載するのがよい。
- ・最も重要なことは、安全性の確保と、ライフサイクルコストの低減であり、点検のための点検とならないようにするべきである。
- ・必要最小限の内容とした維持管理計画書の簡素化事例を示すとよい。
- ・ガイドラインのタイトルに「直営向け」と明示してしまうと、直営のみが活用できるものとの誤解を与える恐れがあるため、次回以降は「直営向け」という言葉は削除した方がよい。

（資料開示について）

資料2.1～資料3.2については、大部分が修正となるため掲載しないこととした。

以上